

## 令和4・5・6年度 建設工事・建設コンサルタント入札参加資格審査申請要領（定期申請）

飯田市が発注する建設工事又は建設コンサルタント（建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の業務）の競争入札に参加するには、入札参加資格の審査を受ける必要があります。

令和4・5・6年度の入札参加資格審査を希望される方は、以下の事項に十分ご留意のうえ期限内に申請をしてください。

今回の審査登録による有効期間は、令和4年6月1日から令和7年5月31日までの3年間となります。

### 1 申請書の受付期間

令和4年2月21日（月）から令和4年3月10日（木）まで

- ・土曜日、日曜日および祝祭日を除きます。
- ・窓口での受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までです。
- ・郵送等による提出もできます。「2 申請書の受付場所（郵送先）」までお送りください。3月10日（木）必着です。

#### 【ご注意ください】

期間終了後の申請は受けられません。期間厳守でお願いします。

### 2 申請書の受付場所（郵送先）

〒395-8501 長野県飯田市大久保町2534番地

飯田市役所 総務部 財政課 契約係

電話 0265-22-4511 （内線）2134、2135

#### 【お願い】

財政課窓口混雑緩和のため、郵送等での提出にご協力ください。

郵送等で送る際は、サイズ・重さ等計測し所定の郵送料をご用意ください。

### 3 申請の要件

入札参加を希望する業種等について、次に掲げるすべての要件を満たしていることが必要です。

#### (1) 共通事項

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定による契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

イ 飯田市税及び国税について、納期限の到来した全ての税が完納されていること。

ウ 飯田市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。また、飯田市入札参加資格者に係る指名停止要綱（平成24年飯田市告示第42号）の別表第3に掲げる措置要件に該当しないこと。

#### (2) 建設工事

ア 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。

イ 資格審査基準日（令和3年10月1日）の直近1年間の事業年度の終了する日を審査基準日とする建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を申請していること。なお、資格審査基準日以降、入札参加資格審査申請日までの間に事業譲渡、合併、会社分割、及

び会社更生法又は民事再生法の適用により当該事由による経営事項審査を申請している場合は、当該経営事項審査の申請をもってこれとみなします。

- ウ 経営事項審査の審査基準日の直近2年間の各事業年度において、完成工事高があること。  
エ 申請日までに、社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入していること。ただし、法令により適用が除外される者は除きます。

### (3) 建設コンサルタント（建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の業務）

- ア 建設コンサルタント等の業務に係る営業年数が資格審査基準日（令和3年10月1日）の前日まで引き続き1年以上経過していること。
- イ 入札参加資格を希望する建設コンサルタント等の業務の業種について、資格審査基準日の直近1年間の事業年度において業務実績があること。
- ウ 入札参加資格を希望する業種において、次の登録を受けていること。
- ・測量業者 測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録
  - ・建築士事務所 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録
  - ・建設コンサルタント 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第5条による登録
  - ・地質調査業者 地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第5条による登録
  - ・補償コンサルタント 補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示1341号）第5条による登録
- エ ウの建設コンサルタント、地質調査業者、補償コンサルタントの各登録規程による登録を受けていない場合は、次に掲げる技術者を有していること。
- ・建設コンサルタントにあつては、建設コンサルタント登録規程別表に掲げる登録部門のいずれかの部門に該当する技術士、シビルコンサルティングマネージャー（RCCM）、認定技術管理者若しくは建築士法第4条第1項の規定による一級建築士の免許を受けている者で、当該免許を受けた後都市計画及び地方計画部門に係る業務に関し5年以上の実務経験者。
  - ・地質調査業者にあつては、建設コンサルタント登録規程別表に掲げる登録部門のうち、地質部門若しくは土質及び基礎部門に該当する技術士若しくはRCCM、地質調査業者登録規程による登録の要件として認められた地質調査に関し15年以上の実務経験者若しくは地質調査技士。
  - ・補償コンサルタントにあつては、補償コンサルタント登録規程別表に掲げる登録部門に該当する補償業務管理士、補償コンサルタント登録規程による登録の要件として認められた補償業務に関し7年以上の実務経験者若しくは補償業務管理者。
- オ 前回定期申請時及び中間申請時にお知らせのとおり、今回の定期申請から建設コンサルタント業務についても社会保険等の加入を申請条件として適用しました。社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）の未加入者（法令により適用が除外される者は除く。）の申請は受け付けることができませんのでご注意ください。

## 4 提出書類及び記入上の注意点

提出書類は、以下の区分ごとに示す番号順に、クリップ留めにして提出してください。

### (1) 建設工事

- ① 建設工事入札参加資格審査申請書（様式1-①及び1-②）【必須】
- ・商号（名称）、所在地、代表者役職名、代表者名、連絡先は正確に記入してください。また、商号及び代表者氏名には、必ずフリガナをお願いします。
  - ・申請者（本店）の代表者印は、入札・契約等に使用する使用印を押印してください。  
受任者がある場合は本店の代表者印を押印し、実際の契約・入札に使用する受任者の印は、②委任状（様式2）の受任者使用印欄へ押印してください。
  - ・資本金の額、営業年数等は、資格審査基準日（令和3年10月1日）における状況を記載してください。
  - ・支店等に年間（入札参加資格の付与期間）にわたって入札・契約等に係る権限を委任する場合には、「2受任者」欄を必ず記入の上、②の委任状（様式2）を添付してください。
  - ・「4入札参加を希望する建設工事の種類」の欄について、「本店」「支店」希望欄には、その営業所が受けている許可業種の範囲内で入札参加を希望する業種に「○」印を付けてください。ただし、完成工事高（④の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の「完成工事高」欄の額）のない工種については、参加希望があっても登録できません。
  - ・「7申請担当者」欄は、当該資格審査申請書類に係る問い合わせに対応いただける方を記載してください。
- ② 委任状（様式2）【該当ありの場合】
- 主たる営業所以外の営業所に、年間（入札参加資格の付与期間）にわたって入札契約等に係る権限を委任する場合に提出してください。  
委任ができる営業所は、建設業許可を受けている営業所に限ります。
- ③ 建設業許可証明書又は確認書の写し【必須】
- 申請書提出日（申請日）時点で有効なものを提出してください。  
委任をする営業所がある場合には、その営業所の許可業種が確認できる次の書類の写しもあわせて提出してください。
- ・建設業許可申請書のうち（様式第1号）の写しと営業所一覧表（新規許可等）（別紙ニ(1)）の写し又は営業所一覧表（更新）（別紙ニ(2)）の写し若しくは変更届出書（様式第22号の2）の写し。ただし、許可行政庁の受付印のあるものに限りません。
- ④ 経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書（経営事項審査結果）の写し【必須】
- 資格審査基準日（令和3年10月1日）以前の直近1年間の事業年度の終了する日を審査基準日とするものを提出してください。
- なお、申請中の場合は、受付印のある経営規模等評価申請書の写しを仮として提出し、後日「経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書」が交付された時点で、速やかにその写しを提出してください。  
通知書の提出がない場合は、入札参加資格の付与を行いません。
- ⑤ 登記等に関する証明【必須】
- 法人：履歴事項証明書（現在事項全部証明書）・法務局で発行
  - 個人事業者：代表者の身分証明書・本籍地市区町村で発行された身分証明書  
いずれも申請日までの3ヵ月以内に発行されたもので、写しでもかまいません。

- ⑥ 建設工事に係る営業所一覧表（様式6） 【該当ありの場合】  
主たる営業所以外の営業所がない場合は、作成・添付は不要です。  
※必要な事項が掲載されていれば、県・他市等の様式でもかまいません。
- ⑦ 工事経歴書（様式7） 【必須】  
公共・民間工事を問わず、直近2年分の主な完了工事を記載してください。  
・全件を記載する必要はありません。  
※必要な事項が掲載されていれば、県・他市等の様式でもかまいません。
- ⑧ 技術者経歴書（様式8） 【必須】  
※必要な事項が掲載されていれば、県・他市等の様式でもかまいません。
- ⑨ 財務諸表（直近1年分） 【必須】  
○法人：貸借対照表及び損益計算書（写しでもかまいません）  
○個人事業者：所得税申告決算書等に添付した収支内訳書の写し
- ⑩ 市税完納証明書 【該当ありの場合】  
飯田市に納税義務がある場合は、委任の有無にかかわらず提出してください。申請日までの3ヵ月以内に発行されたもので、写しでもかまいません。（市税すべてに未納がない証明書。市役所証明書発行窓口（A棟1階）で発行します。）  
・本社（本店）が課税され、納税している場合がありますので、支店・営業所ご担当者が申請される場合には必ずご確認ください。  
※飯田市内に事業所等（本店、営業所、事務所、寮等）を有する法人は、原則として法人市民税の申告、納税が必要です。
- ⑪ 国税に関する納税証明書 【必須】  
○法人：納税証明書（様式その3の3）（法人税、消費税及地方消費税に未納がないことの証明書）  
○個人事業者：納税証明書（様式その3の2）（申告所得税及復興特別所得税、消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書）  
いずれも申請日までの3ヵ月以内に所管の税務署で発行されたもので、写しでもかまいません。
- ⑫ 資本的・人的関係調書（様式12） 【該当ありの場合】  
①の審査申請書（様式1-②）の「6資本関係及び役員兼任の有無」で「有」とした場合に提出してください。行数が不足する場合には、「別紙のとおり」と記入の上、一覧等を添付してください。
- ⑬ 建設業退職金共済組合等の加入履行証明書の写し 【該当ありの場合】  
加入している場合は、加入の状況のわかる書類を提出してください。
- ⑭ 下水道管更生工法協会会員証等の写し 【該当ありの場合】  
①の審査申請書（様式1-②）の「5その他の状況」で下水道管更生工事が「有」とした場合に提出してください。  
・（財）下水道新技術推進機構による技術審査証明を得ている自立管又は複合管工法の下水道管更生工法協会に加入している場合は、同協会会員証の写し
- ⑮ 社会保険等の加入に関する書類 【該当ありの場合】  
「経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書」の写しの社会保険等の欄に「無」の表示がある場合には次の書類を提出してください。（「有」又は「除外」の場合は提出不要です。）  
・健康保険及び厚生年金保険 領収証書、社会保険料納入証明書、資格取得確認および標

準報酬決定通知書のいずれかの写し

- ・雇用保険 領収済通知書及び労働保険概算・確定保険料申告書又は雇用保険被保険者資格取得等通知書の写し

●加入義務がない場合は、様式15の「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入義務が無いこと」の申出書を提出してください。

⑯ 誓約書（様式16） 【必須】

主たる営業所で作成されたものを提出してください。

- ・代表者印は、入札・契約等に使用する使用印を押印してください。

⑰ 提出書類確認票（チェック表）（様式17） 【必須】

⑱ 受付票（様式18）

申請受付の確認票の必要な場合に提出してください。

- ・郵送等により申請書を提出される場合には、返信用の封筒（切手貼付）を同封してください。返信用封筒のないものや切手が貼られていない場合には返送できません。

**(2) 建設コンサルタント（建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の業務）**

飯田市の「令和4・5・6年度建設工事 入札参加資格審査申請（定期申請）」を同時に提出される場合に限り、④、⑧、⑨及び⑩の書類を省略することができます。

① 建設コンサルタント入札参加資格審査申請書（様式1-①及び1-②） 【必須】

- ・商号（名称）、所在地、代表者役職名、代表者名、連絡先は正確に記入してください。また、商号及び代表者氏名には、必ずフリガナをお願いします。

- ・申請者（本店）の代表者印は、入札・契約等に使用する使用印を押印してください。

受任者がある場合は本店の代表者印を押印し、実際の契約・入札に使用する受任者の印は、②委任状（様式2）の受任者使用印欄へ押印してください。

- ・資本金の額、営業年数等は、資格審査基準日（令和3年10月1日）における状況を記載してください。

・支店等に年間（入札参加資格の付与期間）にわたって入札・契約等に係る権限を委任する場合には、「2受任者」欄を必ず記入の上、②の委任状（様式2）を添付してください。

- ・「5希望する業務及び有資格者数」の「希望」欄については、希望する業務について○印をし、当該有資格者数の全体の人数を「総数」欄に記入してください。また、飯田市内の事業所に常駐する人数を「市内事業所」欄へ記入してください。

※参加登録できるのは、上記3の(3)ウ及びエのとおりです。これに該当しない場合は、参加希望があっても登録できません。

- ・「6申請担当者」欄は、当該資格審査申請書類に係る問い合わせに対応いただける方を記載してください。

② 委任状（様式2） 【該当ありの場合】

支店等に年間（入札参加資格の付与期間）にわたって入札契約等に係る権限を委任する場合に提出してください。

委任のできる支店等は、配置技術職員が常駐している支店等に限りです。

③ 登録証明書又は登録通知の写し 【必須】

本要領の3の(3)のウに該当する登録がある場合に提出してください。

- ④ 登記等に関する証明 【必須 ただし「建設工事」の申請がある場合は省略可】  
 ○法人：履歴事項証明書（現在事項全部証明書）・・法務局で発行  
 ○個人事業者：代表者の身分証明書・・本籍地市区町村で発行された身分証明書  
 いずれも申請日までの3ヵ月以内に発行されたもので、写しでもかまいません。
- ⑤ 営業所一覧表（様式5） 【該当ありの場合】  
 本社のみで営業所等がない場合は、作成・添付は不要です。  
 ※必要な事項が掲載されていれば、県・他市等の様式でもかまいません。
- ⑥ 業務経歴書（様式6） 【必須】  
 公共・民間業務を問わず、直近1年分の主な完了業務を記載してください。  
 ・全件を記載する必要はありません。  
 ※必要な事項が掲載されていれば、県・他市等の様式でもかまいません。
- ⑦ 技術者一覧表（様式7） 【必須】  
 申請日時点の技術者の状況について記載してください。  
 必要に応じて、資格者証等の写しを提出していただく場合があります。  
 ※必要な事項が掲載されていれば、県・他市等の様式でもかまいません。
- ⑧ 財務諸表（直近1年分） 【必須 ただし「建設工事」の申請がある場合は省略可】  
 ○法人：貸借対照表及び損益計算書（写しでもかまいません）  
 ○個人事業者：所得税申告決算書等に添付した収支内訳書の写し
- ⑨ 市税完納証明書 【該当の場合 ただし「建設工事」の申請がある場合は省略可】  
 飯田市に納税義務がある場合は、委任の有無にかかわらず提出してください。申請日までの3ヵ月以内に発行されたもので、写しでもかまいません。（市税すべてに未納がない証明書。飯田市納税課で発行します。）  
 ・本社（本店）が課税され、納税している場合がありますので、支店・営業所ご担当者が申請される場合には必ずご確認ください。  
 ※飯田市内に事業所等（本店、営業所、事務所、寮等）を有する法人は、原則として法人市民税の申告、納税が必要です。
- ⑩ 国税に関する納税証明書 【必須 ただし「建設工事」の申請がある場合は省略可】  
 ○法人：納税証明書（様式その3の3）（法人税、消費税及地方消費税に未納がないことの証明書）  
 ○個人事業者：納税証明書（様式その3の2）（申告所得税及復興特別所得税、消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書）  
 いずれも申請日までの3ヵ月以内に所管の税務署で発行されたもので、写しでもかまいません。
- ⑪ 社会保険等の加入に関する書類 【該当ありの場合 ただし「建設工事」の申請がある場合は省略可】  
 ・健康保険及び厚生年金保険 領収証書、社会保険料納入証明書、資格取得確認および標準報酬決定通知書のいずれかの写し  
 ・雇用保険 領収済通知書及び労働保険概算・確定保険料申告書又は雇用保険被保険者資格取得等通知書の写し  
 ●加入義務がない場合は、様式11の「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入義務が無いことの申出書を提出してください。  
 ※建設工事の申請をあわせて行った者のうち、「経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書」の写しの社会保険等の欄が「有」又は「除外」の場合は提出不要です。

## ⑫ 誓約書（様式12） 【必須】

本店（本社）で作成したものを提出してください。  
・入札・契約等に使用する使用印を押印してください。

## ⑬ 提出書類確認票（チェック表）（様式13） 【必須】

## ⑭ 受付票（様式14）

申請受付の確認票の必要な場合に提出してください。  
・郵送等により申請書を提出される場合には、返信用の封筒（切手貼付）を同封してください。返信用封筒のないものや切手が貼られていない場合には返送できません。

**5 提出部数** 建設工事・建設コンサルタントそれぞれにつき 1部です。**6 提出にあたっての留意事項**

- (1) 添付書類の不足や、記載事項の内容が確認できない場合などは受付できませんので、申請内容を確認の上、提出してください。
- (2) 必要に応じて、提出書類以外の書類等の提出を求める場合があります。
- (3) 申請内容等に虚偽記載が確認された場合は、1月以上6月以内の入札参加停止措置又は入札参加資格の取り消し処分を行う場合があります。
- (4) 市税完納証明書の発行については、飯田市公式ウェブサイトの「市税完納証明書」をご覧ください。（URL：<http://www.city.iida.lg.jp/soshiki/4/kannoushoumei.html>）
- (5) 書類提出後、営業所の所在地、商号又は名称、代表者等に変更があった場合は、その都度記載事項変更届を提出してください。